

公益財団法人北海道市町村振興協会助成金審査会の設置に関する規程

平成22年4月1日 規程第1号
改正 平成24年4月16日 規程第5号
改正 平成27年6月5日 規程第1号

(設置)

第1条 公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）に助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員3名以上5名以内で構成する。

- 2 委員は、有識者の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会に会長を置き、委員の中から互選する。

(招集等)

第3条 審査会は、理事長が招集する。

- 2 審査会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(職務)

第4条 審査会は、この法人の定款第4条第1項第3号の規定に基づき実施する助成のうち、理事長の指定する事業について、調査審査を行う。

(関係者の出席)

第5条 審査会は、必要があるときは、この法人の役職員の出席を求めることができる。

(報酬の支給及び費用の支払い)

第6条 理事長は、委員の職務執行の対価として報酬を支給する。また、委員がその職務の執行に当たって負担を要する費用又は負担した費用については、その費用を支払うものとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第26号）第3条に規定する一般職に属する公務員の身分を有する委員及び地方4団体（北海道市長会、北海道町村会、北海道市議会議長会、北海道町村議会議長会）の職員の身分を有する委員には報酬を支給しない。

- 2 前項の報酬は、公益財団法人北海道市町村振興協会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第3項に規定する別表第2に準じた額を支給する。
- 3 第1項の費用の額は、交通費の実費額とする。
- 4 報酬及び費用は、委員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(事務)

第7条 審査会の事務は、この法人の事務局が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月5日から施行する。